

自賠責保険

# 診療費算定の手引き

基準案の利用について

[ 2022年10月版 ]





この冊子は、自賠責保険診療報酬基準案(以下、基準案)浸透・定着に向け、  
基準案の概要や正確な算定方法等をまとめた手引きです。  
医療機関や保険会社において広くご活用ください。

## CONTENTS

### CHAPTER 01 基準案とは

基準案とは	1
作成経緯	1
基準案の合意	2
自賠責保険(強制保険)	2
算定方法のポイント	3

### CHAPTER 02 診療報酬明細書(レセプト)記入方法

記入例	4
記入方法	6

### CHAPTER 03 資料

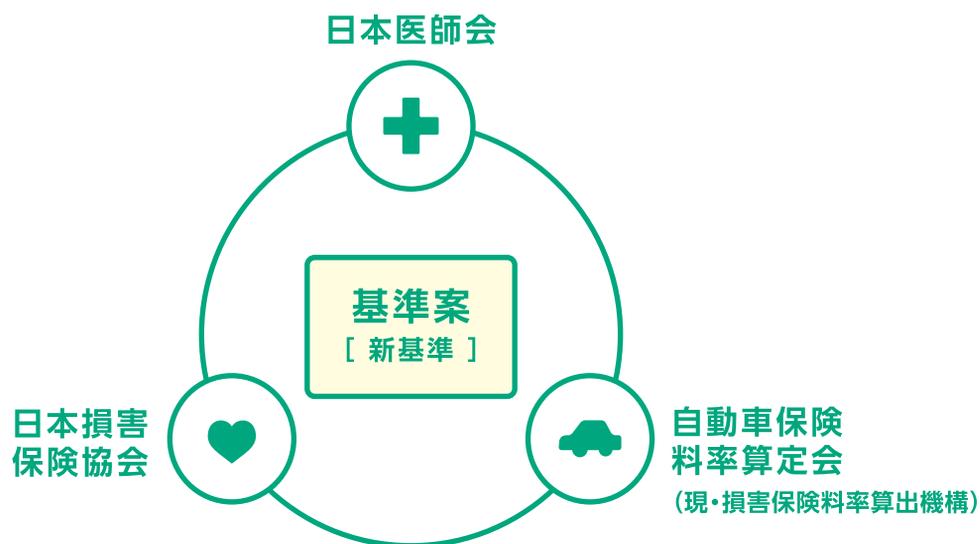
よくある質問	11
お役立ち情報	13

本内容を分かりやすく解説するため、  
本文中は下記の略称を使用しています。

正式名称	略称
自賠責保険診療報酬基準案	基準案
自動車損害賠償責任保険	自賠責保険
健康保険	健保
労働者災害補償保険	労災
自動車損害賠償責任保険審議会	自賠責審議会

## 基準案とは

基準案は自賠責審議会の答申に基づき、日本医師会、日本損害保険協会、自動車保険料率算定会（現・損害保険料率算出機構）が交通事故診療における診療報酬算定の基準案として設定したものです。**医療業界では「新基準」**とも呼ばれています。



## 作成経緯

- 1969 (昭和44) 年 自賠責審議会において、被害者に適正な医療の給付が行われるよう必要な措置について答申
- 1984 (昭和59) 年 自賠責審議会において、日本医師会の協力を得て、自賠責保険の診療報酬基準の作成を検討するよう答申
- 1989 (平成元年) 年 **日本医師会との間で基準案の基本合意**が成立  
この後、基準案の合意に向けて各都道府県医師会との交渉が開始、2015年に全都道府県合意に至る

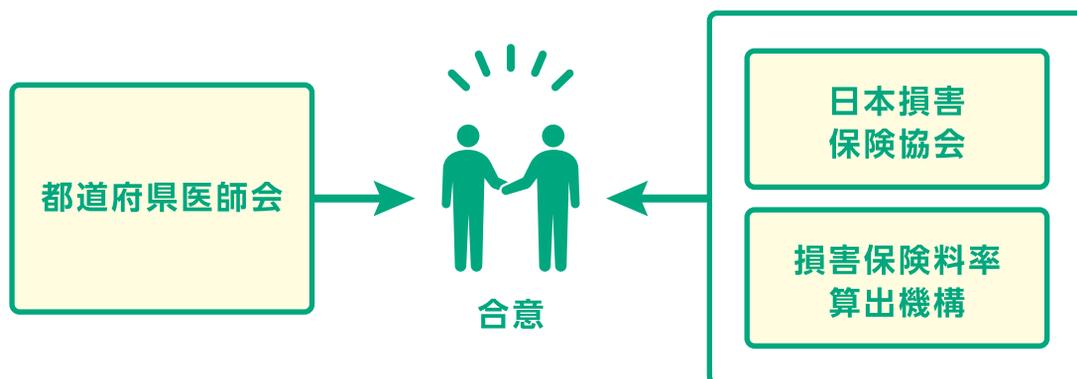
### 合意内容

1. 自動車保険の診療費については、現行労災保険診療費算定基準に準拠し、薬剤等「モノ」についてはその単価を12円とし、その他の技術料についてはこれに20%を加算した額を上限とする。
2. ただし、これは個々の医療機関が現に請求し、支払いを受けている診療費の水準を引き上げる主旨のものではない。

## 基準案の合意

都道府県医師会と日本損害保険協会および損害保険料率算出機構で個別に合意していますが、基本的には**全国同じ内容**です。2015年にはすべての各都道府県医師会との合意に至っています。

なお、基準案の使用は強制ではなく、医療機関の判断に委ねられています。(手上げ方式)



## 自賠責保険(強制保険)

自賠責保険は、交通事故による被害者を救済するため、オートバイ・原付を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。



### 自賠責保険の支払対象

対象になるもの	対象にならないもの(例)
自動車で交通事故を起こし、他人を死傷させた場合に、自賠責保険支払基準で算定された損害額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物的損害によるもの(被害者の自動車、建物など)</li> <li>・事故と関係のない損害(事故前からの既往症など)</li> </ul>

### 自賠責保険の支払限度額

ケガのとき	死亡のとき	後遺障害があるとき
120万円まで	3,000万円まで	75万円(14級)～ 4,000万円(1級)まで

※治療費は、健保、自由診療のいずれの請求でも自賠責保険の支払は可能です。

# 算定方法のポイント

基準案では労災の算定基準に準拠していますが、  
 マーカー部分は、労災にはなく、基準案独自の設定・項目です。

<p>薬剤等モノ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤</li> <li>・フィルム</li> <li>・特定保険医療材料</li> <li>・腰部、胸部又は頸部 固定帯加算 等</li> </ul>	<p>点数 × 単価12円</p>
<p>その他技術料</p> 	<p>料金表示のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診料</li> <li>・再診料、再診時療養 指導管理料</li> <li>・入院時食事療養費 等</li> </ul>	<p>料金 × 1.2 (加算率上限)</p>
	<p>点数表示のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注射手技料</li> <li>・創傷処置料</li> <li>・検査料 等</li> </ul>	<p>点数 × 単価12円        × 1.2 (加算率上限)</p>
<p>初回入院時 諸費用</p> 	<p>2,000円 (上限)</p> <p>※初回入院時1医療機関につき1回限り</p>	

薬剤等モノとその他技術料の区分を定めている地域もあります。詳細は  
 各都道府県医師会にお問合せください。

# 記入例 [入院]

記入方法を理解しやすいよう例を挙げているため、同一事案としての整合性はありません。

2022年6月分		自動車損害賠償責任保険・共済		診療報酬明細書		(入院)		
氏名	損保 太郎		※	1989	年生	受傷日	2022年6月22日	診療表日数
			(男)	33	才	初診日	2022年6月22日	
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲		診療	自 2022年6月22日		※		転 帰
			期間	至 2022年6月26日		治	中	
			ゆ	続	医	止	亡	
診療内容	点数		診療内容	金額	摘要			
	技術	薬剤等						
10 初診	85	点	11 初診	3,820	円			
13 医学管理		*****	診 救急医療管理加算	6,900	円			
10 小計	85	*****	診 10 小計	10,720	円			
21 内服	*****		80 入院室料加算	5,500	円			
22 外用	*****		2 入部屋 × / 日間					
23 外用	*****		初回入院時諸費用	2,000	円			
24 調剤	*****		80 小計	7,500	円			
26 麻薬	*****		97 基準	924	円 × / 2 回			
27 調剤	*****		食		円 × 回			
20 小計	*****		事 97 小計	11,088	円			
30 薬剤等	3 回	297	診 診断書料	/	通へ			
40 薬剤等	3 回	234	明 明細書料	/	通下			
50 薬剤等	/ 回	1,425	摘要					
60 薬剤等	/ 回	258	32 ノイロトピン注射液3.6単位3ml	8	/ 6 × 3			
70 ファイルム・薬剤等	/ 回	213	33 生食500ml / V		19 × 3			
80 リハビリテーション等	/ 回	285	点滴(カピステン筋注)50mg / A		11 × 3			
入院年月日	2022年6月22日		40 手技料		99 × 3			
(病) 診 衣	2595	× 5 日間	創傷処置(100cm <sup>2</sup> 未満/右前腕)	(52 × 1.5) × 3				
急一般			ゲンタシン軟膏3g	3 × 3				
入院			50 創傷処理(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上10cm未満/右下腿)	(950 × 1.5) × 1				
院			キシロカイン2% 5ml	8 × 1				
90 小計	12,975	*****	60 尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣	(26 + 27) × 1				
10 ~ 90 の点数計	15,772	160	血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像	(21 + 25) × 1				
請求額の計算	A (イ × 単価 × 1.2)	B (ロ × 単価)	70 判断料(尿・血液)	(34 + 125) × 1				
	227,117	1,920	X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム六ツ切/枚	(43 + 60 + 5) × 1				
			緊患 6/26 引き続き入院	110 × 1				
			80 運動器リハビリテーション料(I)					
			右前腕骨折 2022年6月25日 / 日	(190 × 1.5) × 1				
			90 急一般 / 入院基本料	2,145				
			初期加算(14日以内)	450				
			合計 (A+B+C+D)	263,489	円			

上記金額 ¥ 263,489 を ○△□損保会社 殿

(に請求・から受領) 済であることを証明いたします。

(請求または受領のいずれかを抹消し消印してください。)

2022年6月27日

所在地 東京都千代田区神田○丁目△番地

名称 ○○医院 ( 床)

医師名 △△□□ 印

電話 01-2345-6789

※欄は該当する事項を○で囲んでください。

この診療報酬明細書は自動車損害賠償責任保険・共済の処理上必要といたしますので、この用紙を使用し診療内容を詳細にご記入願います。

# 記入例 [入院外]

項目ごとの留意点は6～10ページをご参照ください。

2022年7月分		自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院外)	
氏名	協会 花子	※ 1993 年生 (男) 29才	受傷日 2022年7月1日 初診日 2022年7月1日
傷病名	左前腕打撲		診療実日数 3日 ※転帰 治癒 継続 中止 死亡
診療内容	11 初診(時間外) 休日・深夜・乳幼児	85点	11 初診 3,820円
	12 外来管理加算 2回	104点	12 再診 2回 2,800円
	12 時間外		指導管理 1回 920円
	12 休日		救急医療管理加算 1,250円
	12 深夜		10小計 8,790円
	13 医学管理		80 その他 二 円
	その他		診断書料 1 通 3,000円
10小計		189点	明細書料 通へ 円
21 内服 薬剤	3単位	18点	21 セフゾンカプセル100mg 6X3
22 外用 薬剤	1回	11点	23 ゲンタシン軟膏10g 11X/
23 外用 薬剤	1回	11点	32 ノイロロビン注射液3.6単位3ml 16X/
25 処方	42 X 2回	84点	静脈内注射 34X/
26 麻毒			40 創傷処置(100cm <sup>2</sup> 未満/左前腕) (52X/1.5)X/
27 調基			ゲンタシン軟膏3g 3X/
20小計		103点	80 処方せん 68X/
31 皮下筋肉内	1回	34点	
32 静脈内	1回	34点	
33 その他 薬剤等		16点	
30小計		34点	
40 薬剤等	1回	78点	
50 薬剤等	1回	3点	
60 薬剤等	1回		
70 薬剤等	1回		
80 ファイルム・薬剤等	1回	68点	
10～80点数計		472点	48点
請求書の計算	A(イ×単価×1.2) 6,797円	B(ロ×単価) 576円	C(ハ×1.2) 10,548円
			D(ニ+ホ+ヘ) 3,000円
			合計(A+B+C+D) 20,921円
通帳に印を つけてください	7月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計 日		
上記金額 ¥ 20,921 を ○△□損保会社 殿 (に請求 から受領) 済であることを証明いたします。 (請求または受領のいずれかを採消し消印してください。) 2022年7月31日 所在地 東京都千代田区神田○丁目△番地 名称 ○○医院 ( 株 ) 医師名 △△□□ 印 (電話番号) 01-2345-6789	受付	受付	※欄は該当する事項○で囲んでください。

基準案とは

記入方法

資料

# 記入方法

診療報酬明細書の入院例をベースに解説していますが、入院外で書き方が違う箇所は、

**入院外** のマークをご参照ください。

2022年6月分		自動車損害賠償責任保険・共済		診療報酬明細書 (入院)		
氏名	損保 太郎	生年月日	1989年6月22日	診療日数	5	
性別	男	年齢	33才	入院日	2022年6月22日	
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲		診療日	2022年6月22日	退院日	2022年6月26日
診療内容	11 初診(時間外) 休日・深夜・乳幼児	85	12 再診欄	2	13 医学管理	
10 小計	85	10,720	10 小計	924	770(寄与)×1.2=924	
11 初診(時間外) 休日・深夜・乳幼児	85	3,820	12 再診欄	2	5,500×1	
12 再診欄	2	6,900	13 医学管理	2,000	※普通室病床のため(甲地)	
13 医学管理	2	7,500	10 小計	924		
10 小計	85	10,720	10 小計	924		
11 初診(時間外) 休日・深夜・乳幼児	85	3,820	12 再診欄	2	5,500×1	
12 再診欄	2	6,900	13 医学管理	2,000	※普通室病床のため(甲地)	
13 医学管理	2	7,500	10 小計	924		
10 小計	85	10,720	10 小計	924		

- ・【傷病名】は標準的に用いられている傷病名を記入(摘要欄にも記入可)
- ・【受傷日】は事故にあった日を記入
- ・【診療実日数】は入院日数を記入(入退院日はそれぞれ1日として数える)

## 入院外

### 【診療実日数】

- ※ 患者または看護している人へ電話等で治療の指示をした場合は1日として数える(回数を摘要欄に記入)
- ※ 同じ日に初診、再診が2回以上でも1日として数える

## 10 診察(点数)

- ・初診時において、時間外等の加算がある場合には○で囲み点数を記入
- ・特殊な疾患(てんかん、糖尿病など)に対する診療や医療機関が連携して行う治療管理等が行われた場合は13医学管理の欄に健保の診療報酬に準じて記入

## 入院外

診療内容	点数	
	技術	薬剤等
11 初診(時間外) 休日・深夜・乳幼児	85	*****
12 再診欄	2	*****
13 医学管理		*****
その他		*****
10 小計	189	*****

12再診欄の外来管理加算には、健保の算定と労災の特例扱いを合算して記入、このうち特例扱いの回数は摘要欄に記入



2022年6月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)	
氏名	損保 太郎
性別	男
年齢	33
診療日数	5
病名	右前腕骨折および右下腿打撲
診療日	2022年6月22日
入院日	2022年6月22日
退院日	2022年6月26日
診療期間	2022年6月26日
診療内容	創傷処理(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上/10cm未満/右下腿) キシリコイン2% 5ml
検査	尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣 血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像 判断料(尿・血液)
画像診断	X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム六ツ切/枚 緊撮 6/26 引き続き入院
その他(点数)	運動器リハビリテーション料(I) 右前腕骨折 2022年6月25日 /日

### 50 手術・麻酔

- 手術名、大きさ、部位を摘要欄に記入
- 薬剤等は薬名、規格単位(%, mgまたはml等)を摘要欄に明記
- 特定保険医療材料を使用した場合は薬剤等に点数を記入し内訳を摘要欄に明記

50 創傷処理(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上/10cm未満/右下腿) (950×1.5)×1  
キシロコイン2% 5ml 8×1  
950×1.5(四肢加算)=1425点×1回

### 60 検査

- 検査の種類ごとに区分して概要欄に記入
- 薬剤等は、薬名、規格単位(%, mgまたはml等)を摘要欄に明記

60 尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣 (26+27)×1  
血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像 (21+25)×1  
判断料(尿・血液) (34+125)×1

### 70 画像診断

- 撮影診断とフィルム等に分けて記入
- 摘要欄に画像診断の種類、撮影部位、フィルムの大きさ、枚数、回数等を明記

70 X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム六ツ切/枚 (43+60+5)×1  
緊撮 6/26 引き続き入院 110×1

### 80 その他(点数)

- 摘要欄にリハビリテーションの各項目、区分、算定単位数、実施日数等を明記し、その他欄に合算した点数を記入
- 薬剤等は、薬名、規格単位(%, mgまたはml等)を摘要欄に明記

80 運動器リハビリテーション料(I) 右前腕骨折 2022年6月25日 /日 (190×1.5)×1  
190×1.5(四肢加算)=285点×1回

#### 入院外

80 処方せん	/ 回	68	*****
その内			*****
薬			*****

処方せんを交付した場合は、回数、点数を記入

2022年6月分 自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書 (入院)

氏名 損保 太郎 年齢 33歳 性別 男 入院日 2022年6月22日 退院日 2022年6月26日 診療日数 5

傷病名 右前腕骨折および右下腿打撲 診療期間 2022年6月22日 2022年6月26日 診療科 整形外科

診療内容	点数	診療内容	金額
11 初診 (初回)	85	11 初診 (初回)	85
12 3次診	85	12 3次診	85
13 2次診	85	13 2次診	85
14 1次診	85	14 1次診	85
15 手術	924	15 手術	924
16 処置	258	16 処置	258
17 検査	213	17 検査	213
18 薬剤	285	18 薬剤	285
19 入院	2,975	19 入院	2,975
20 手術	12,975	20 手術	12,975
21 検査	15,775	21 検査	15,775
22 薬剤	160	22 薬剤	160
23 入院	227,117	23 入院	227,117
24 手術	1,920	24 手術	1,920
25 検査	72,864	25 検査	72,864
26 薬剤	21,588	26 薬剤	21,588
27 入院	263,489	27 入院	263,489

## 90 入院

- ・病院、診療所別、病衣貸与料の該当するものを○で囲み、入院基本料の種類別等を記入
- ・加算等(地域加算、看護補助加算、看護配置加算等)がある場合には、持込・その他欄に記入し、摘要欄に点数の内訳を明記

90 急一般/入院基本料	2,145
初期加算(4日以内)	450

【診断書】、【明細書】を発行した場合には、数量と金額を記入(料金の定めはない)

## 80 その他(金額)

- ・入院室料加算の場合は、○人部屋、日数、金額を記入

**POINT** 入院室料加算は病室の種類、地域区分によって金額が異なります

※2人部屋で甲地の場合：**5,500円(上限)**

※加算率がある都道府県については加算率(加算上限×1.2)を乗じた金額を記入

- ・治療用装具等を算定した場合や、初回入院時諸費用は、空欄に記入

**POINT** 初回入院時諸費用は1医療機関につき

初回入院時1回限り **2,000円(上限)** を算定

## 97 食事

- ・1食の所定の料金に加算率を乗じた金額と食事回数を記入

**POINT** 食事には所定の加算率を乗じた金額を記入

※食事770円 × **1.2(加算上限)** = 924円

基準案とは

記入方法

資料

2022年6月分		自動車損害賠償責任保険・共済		診療報酬明細書		(入院)				
氏名	損保 太郎	生 年	1989	受傷日	2022年6月22日	診療実日数	5			
性別	(男)	年齢	33才	初診日	2022年6月22日	※転帰	治癒			
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲		診療期間	自 2022年6月22日	至 2022年6月26日	※転帰	治癒			
診療内容	点数		診療内容	金額	備 考					
	技術	薬剤等								
10 診察	11 初診 (時間外) 休日・深夜・乳幼児急	85 点	10 11 初診	3,820 円						
13 医学管理			診 救急医療管理加算	6,900 円						
10 小計		85	診 10 小計	10,720 円						
21 内服薬	単位	*****	80 入院室料加算	5,500 円	5,500×/ ※普通室満床のため (甲地)					
22 外用薬	単位	*****	2 入部室料 / 日間							
24 調剤	× / 日	*****	初回入院時諸費用	2,000 円						
26 麻薬	× / 日	*****	その他							
27 調剤	× / 日	*****	80 小計	7,500 円						
20 小計			97 基準	924 円×2						
30 薬剤等	3 回	297	食		770(労災)×1.2 =924					
30 薬剤等	3 回	138	97 小計	11,088 円						
40 薬剤等	3 回	234	診 診断書料	3,000 円						
40 薬剤等	3 回	9	明 明確書料							
50 薬剤等	1 回	1,425	備 考							
60 薬剤等	1 回	258	32 ノイロトリン注射液3.6単位3ml	16×3						
70 薬剤等	1 回	213	33 生食500ml / V	19×3						
80 薬剤等	1 回	285	点滴(カピステン筋注)50mg / A	11×3						
90 入院	入院年月日 2022年6月22日	12,975	手術料	99×3						
90 入院	入院日数 5 日間		40 創傷処置(100cm未満/右前腕)	(52×1.5)×3						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		ゲンタシン軟膏3g	3×3						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		50 創傷処理(筋肉・臓器に達しない/長径5cm以上10cm未満/右下腿)	(950×1.5)×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		キシロカイン2% 5ml	8×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		60 尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣	(26+27)×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像	(21+25)×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		判断料(尿・血液)	(34+25)×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		70 X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・フィルム6枚/枚	(43+60+5)×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		緊患 6/26 引き続き入院	110×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		80 運動器リハビリテーション料(I)							
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		右前腕骨折 2022年6月25日 / 日	(190×1.5)×1						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		90 急一般! 入院基本料	2,145						
90 入院	入院料 2595 × 5 日間		初期加算(14日以内)	450						
10~90の点数計		15,772	160							
請求額の計算	A (単価×I.2)	227,117	B (単価)	1,920	C (単価×I.2)	12,864	D (単価+ホ)	21,588	合計(A+B+C+D)	263,489

A B C D

最後にA、B、C、Dの金額を計算し、A~Dの合計により金額を算出する



AとC(その他技術料)の項には基準案の加算額が適用される

A 技術の点数計(イ) 15,772点 × 単価12円 × **1.2(加算上限)** = 227,117円

B 薬剤等の点数計(ロ) 160点 × 単価12円 = 1,920円

C 診察計(ハ) 10,720円 × **1.2(加算上限)** = 12,864円

D その他計(ニ) 7,500円 + 食事計(ホ) 11,088円 + 診断書(ヘ) 3,000円 = 21,588円

**A+B+C+D = 合計 263,489円**

入院外

80 その他	=	円
診断書料	/ 通	3,000 円
明確書料	通	円

入院外は食事の欄がないためD欄、(ニ)その他(ホ)診断書(ヘ)明細書を合算する

## よくある質問



Q1

必ず基準案で請求しなければならないですか？  
従来どおりの請求では、受け付けてもらえないですか？

基準案は、採用の可否を医療機関で決定いただく「手上げ方式」です。従来どおりの自由診療による請求でも受け付けられます。



Q2

基準案に変更する場合には、医師会や保険会社等に  
届け出る必要はありますか？

必要ありません。基準案用の診療報酬明細書に記入のうえ、請求する保険会社に送付してください。なお、基準案用の診療報酬明細書を取り寄せる必要がある場合は、請求先の保険会社に連絡してください。



Q3

診断書や診療報酬明細書の様式は変わりますか？  
また、共に毎月請求しなければならないのですか？

診断書に変更はありませんが、診療報酬明細書は専用の用紙を用意しています。請求については、保険会社から患者、医療機関双方への早期支払いのため、できるだけ毎月提出してください。なお、月末の事故ではこの限りではありません。



Q4

他の都道府県に住んでいる患者が来院した場合には、  
基準案は使えますか？

使えます。基準案を採用した医療機関であれば、患者の住所に係わらず基準案によって算定することができます。



**Q5** 労災保険で認められている療養の  
給付請求書取扱料2,000円は請求できますか？

請求できません。診断書料、診療報酬明細書料が療養の給付請求書取扱料に代わる文書料です。



**Q6** 初回入院時諸費用は、他の医療機関から転医して  
入院した場合でも算定できますか？

算定できます。なお、初回入院時に1医療機関1回限りであるため、同一医療機関での再入院の場合は算定できません。



**Q7** 任意一括払いで保険会社に請求しましたが、  
2カ月以上も支払われない場合どうしたらよいですか？

保険会社は、基準案導入の際、医療機関から請求を受理した翌月末までに支払うことを合意しています。2カ月以上支払いがない場合には、保険会社に督促してください。



**Q8** 医療機関独自の請求項目やルールを設けていますが、  
基準案導入後も利用してもよいですか？ また、基準案の内容を  
アレンジして請求することは可能ですか？

基準案での請求をする場合は、医療機関独自の請求を併用することは認められません。

## お役立ち情報

### 本冊子の解説動画をホームページに掲載しています



- パソコン、タブレット、スマホで閲覧可能です
- 解説動画は、ナレーションや字幕で視聴できます

[https://www.sonpo.or.jp/medical\\_kijunnann/](https://www.sonpo.or.jp/medical_kijunnann/)



### 交通事故被害者のために

交通事故の被害者に最低限知っておきたいポイントをまとめた冊子

[https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/trf\\_0001.html](https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/trf_0001.html)



### 医療費請求のしおり

医療機関の日常の実務において、請求手続きをわかりやすくまとめた冊子

※本冊子は、各都道府県で開催されている自賠責保険研修会を通じて配付しております。

自賠責保険

# 診療費算定の手引き

(基準案の利用について)



発行日: 2022年10月

発行者: 一般社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

<https://www.sonpo.or.jp/>

